

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 水戸市中央1丁目4番1号

氏名 水戸 太郎

電話 029-224-1111

家屋を解体してから、その敷地等を譲渡した場合の様式です。

等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は居住用に供されなくなると見込まれること」(同号口)及び「取壊し、除却又は滅失したことがないこと」(同項第3号)に該当すること(以下「取壊し等」)を記載する必要があります。地番と住居表示(住所)が異なる場合は、土地の地番(土地売買契約書等に記載されている地番)で記載をお願いします。

①売買契約書記載の「所有権移転・引渡し・登記手続きの日」、②所有権の移転登記が完了した日、③売買契約書の契約日などから、実際に確定申告の際に「譲渡日」として申告する日付を記入をお願いします。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地(敷地の所在地番) 水戸市常磐町1丁目1000番地  
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4) 昭和46年3月15日 家屋の取壊し、除却又は滅失の日(※5) 令和元年5月15日  
被相続人の氏名及び住所 (住所) 水戸市常磐町1-1-1 (氏名) 水戸 光右衛門 申請者からみた続柄 父  
相続開始日(被相続人の死亡日) 平成31年4月22日 譲渡日(※6) 令和元年5月31日  
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙  
■家屋 (住所) 茨城県水戸市三の丸1-5-48 (氏名) 水戸 花子  
■家屋 (住所) 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1000 (氏名) 茨城 次郎  
□敷地等

Form grid containing the above text fields.

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。登記簿記載の取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等による譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日)

家屋及び敷地について、相続人の氏名及び住所を記入をお願いします。書ききれない場合は、別紙を添付する方法でも可です。申請者以外に相続人がいない場合は、空欄としてください。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

Form grid for confirmation date and signature. Confirmation date: 年 月 日. Confirmation by: 記載不要 印.

## ◎提出前にあらかじめご確認ください

申請書に記載する日付は、①家屋の建築年月日⇒②相続開始日⇒③家屋の取壊し、除却又は滅失日⇒④譲渡日という時系列になります。時系列が食い違ってないか、添付書類と整合が取れているかの確認をお願いします。記載されている日付等（特に「譲渡日」）が、添付書類や申請者の供述から確認が取れない場合は、代替書類や補完書類の提出をお願いしたり、追加でヒアリングをさせていただく場合がございます。

問合せ

水戸市 市民協働部

生活安全課 空家空地係

電話：029-224-1113（直通）